

東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表
(DB26条 原子炉制御室等)平成29年9月15日
日本原子力発電株式会社

No	分類			審査会合 日付	指摘事項	対応状況	反映箇所
	大分類	中分類	小分類				
504-1	26条(制御室)			2017/9/5	・監視カメラは、自然現象の把握が目的であることを踏まえて、自然現象を適切に監視可能であることを記載すること。	本日も回答	DB26条「2.1.2 監視カメラについて」 監視カメラについて、一部死角となるエリアがあるが、その他の監視可能な領域の監視により、原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象を十分把握可能であることを記載しました。